

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		団体職員	⑤年齢	48歳	⑥性別 男
ご意見の項目		⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について		設楽ダム建設事業の続行 地域住民には、36年という長い年月をかけて、苦渋の決断をしていただき、建設反対の立場から漸く同意を得られたものである。 また、学識経験者や専門家による助言や会議も開催されていて、この期に及んで、再検証を行い、代替案を検討することは、失礼極まりない話であり、ナンセンスだと思う。 いずれの代替案も設楽ダムの建設よりも優位性を感じられない。			
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①～24)	霞堤地区の案は、当時とは状況が変わっており、浸水被害を考えると適当ではない。 既設ダムのかさ上げは、物理的に、安直に考えた案に思える。			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①～⑩、⑫、⑭～⑮)	地下水取水は、現在でも最大限活用しており、井戸の新設等は全く考えられない。 ため池については、ダムに替わるだけ設置するには、数量や費用面でかなり無理があり、維持管理についての問題もある。 既得水利の合理化・転用は、不足している水源を安定的に確保するため、ダムを建設するという主旨に反していて、過去の歴史や経緯を考慮すると、複雑で調整が困難な問題である。			
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①～⑥、⑧～⑬)	上記と同じ			
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点		設楽町と流域市町が連携して、設楽ダム建設事業の推進に向けて、積極的な活動を展開していくべきである。 さらに、環境に十分配慮したダムであることを、もっとPRしてもよいのではないかな。			

設案ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 設案ダム建設事業の治水・利水・流水の正常な機能の維持 対策案について

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス
④職業		公務員	⑤年齢 25歳 ⑥性別 男
ご意見の項目		⑦ご意見	
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)	
1) 治水・利水・流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について		建設続行、早期完成を望む。 近年は異常気象の肉係か、ゲリラ豪雨等による水害が各地で多発している。 ダムには洪水調整、また渇水時には一定量の水を流すことにより 河川環境の保全機能がある。 また新規利水の開発可能性を見い出せるのではないかと。 以上のことより、長いスパンで見て、東三河の持続的な発展を担うものになるのではないかと考える。	
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①～24)	河道の掘削、堤防の嵩上げ、堤防の物的強化、また万一堤防から水が溢れても決壊しないような堤防強化と、人々の少ないところで「越流」させるような仕組みを作る。氾濫流を少しでも減勢できるように堤防と人家等の間に河川林帯等を整備する。	
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①～⑭)		
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①～⑪)		
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点			

設案ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
設案ダム建設事業の治水・利水・流水の正常な機能の維持 対策案について

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)
③電話番号		[REDACTED]	
④職業		メールアドレス	[REDACTED]
⑤年齢		21歳	⑥性別
			男
ご意見の項目		⑦ご意見	
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)	
1) 治水・利水・流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について		豪雨などにより、河川等の決壊等が心配される。環境や自然を少しでも守るためには、設案ダムの建設は必要です。合意されたのに中断されたおで、どうなっているのか。	
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①～24)	ダムのかさ上げにも、宇連ダム、大島ダムの河川改修等など、大規模な費用や、工事が、必要になる。そのため設案ダム建設でまとめた工事をした方が良くと思う。	
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①～14)	渇水時の節水の緩和	
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①～11)	渇水時の節水の緩和	
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点		豊川流域末端まで水が滞りなく、使用できること。	

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]					
②住所	(都道府県)		(市区町村以下)			
	[REDACTED]		[REDACTED]			
③電話番号	[REDACTED]		メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	地方公務員		⑤年齢	53	⑥性別	男
ご意見の項目	⑦ご意見					
	(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)					
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について	今回の代替案等の検討は、これまでの設楽ダム建設同意までの様々な検討と同じことであり、ムダである。また、設楽町の重い決断を頂いた経緯からも速やかにダムの建設に取り掛かるべきである。					
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑫)		新城市の布里地区の洪水対策は、考慮されておらず、不満である。これらを考えても、ダムの早期建設を望む。			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭～⑯)		どれも実現性が、少ないと思われる。			
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑬)		ダムによる流水確保に変わるものはないと思う。			

2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	新城市鳳来地区の洪水対策。
---------------------------------	----------------------

(意見提出様式)

156

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)		(市区町村以下)	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	
④職業		農業		⑤年齢	74歳
				⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について		・豊川の恒常的な洪水対策として設楽ダムが必要。早期建設をお願いしたい。賛成です。			
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～24)	・設楽ダムは豊川水系の治水環境のため重要な施設であり早期着工を希望します。			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭～⑮)	・設楽ダムは豊川水系の利水環境面など重要な施設であり早期建設をお願いしたい。			
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑫)				
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点					

国土交通省 中部地方整備局

「設案ダム建設事業の検証に係る検討に資する意見募集」事務局様

FAX 052-953-8312

4.23.3.17

(意見提出様式) FAX

設案ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について

～設案ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名(フリガナ)	[REDACTED]		
②住所	(都道府県)	(市区町村以下)	
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]
④職業	専業主婦	⑤年齢	72才
		⑥性別	男
ご意見の項目	⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)		
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について	放水路の能力アップ。 治水対策案1は河川整備計画と同程度の確保できない、としているが具体的な説明が必要。 又、他の案と安全度に差があるのでしょうか。 整備計画上は、ダム事業の進捗を無視することなら、河道内にて進めることが最善と考える。		
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑭)	治水対策案1は河川整備計画と同程度の確保できない、としているが具体的な説明が必要。 又、他の案と安全度に差があるのでしょうか。 整備計画上は、ダム事業の進捗を無視することなら、河道内にて進めることが最善と考える。	
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑭、⑯、⑰、⑱)	ダムを計画上先のぼすことであればナンセンス。 既ダムのかさ上げ案はダムであり案としてナンセンス。 既ダムのかさ上げ案はダムであり案としてナンセンス。 基本的な考え方としている、水利用ルールについて基本的に変えないとしているが、ダム事業をなくする為には、水利用ルール変更を論ずることは一番にすべき課題と考える。	
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑭、⑯、⑰、⑱)	設案ダムの検証において、河川計画の一部である整備計画の中で議論されており、現に進めているダム事業を論ずる視点として疑問に思います。 なぜならば、豊川の放水路・豊橋市街地改修はすべてダム事業ありきで施行されていると考えますが、すべての提案には、市街地の対策(流下能力あるか)について、触れていないのを疑問に思います。 霞提の存置について貯留効果を期待するとしていますが、安全度を上げることでよいのですが、計画上の流下能力として評価されていますか。	
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点			

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県)	(市区町村以下)			
	[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	会社員	⑤年齢	63	⑥性別	男
ご意見の項目	⑦ご意見				
	(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について	豊川流域は山地部と、下流部の平地部からなっている。平地部では農業利用、都市的利用が高度に進んでいることから、河川の機能維持の為の対策案は形式上、いろんなメニューがあっても、最大効果を発揮するのは、豊川河川整備計画に定められているように、設楽ダムの新設が総合的に勝る。 地域が望んでいる設楽ダム事業を早急に進めるべきである。				
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～②)	設楽ダムによる洪水防御を基本として、洪水時に、あるいは地震と洪水の複合災害も想定して、必要な流下能力を確保するとともに耐震性にも優れた堤防整備にも配慮すべきである。			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭～⑯)	日本でも有数の農業地帯を抱える当地域が今日まで発展できたのは豊川・天竜川の恩恵であるが、渇水の多発する今日では流域内での確実な水源確保が特に重要である。 対策としては設楽ダム事業による方法が最も優れ、重要である。			

2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑬)	渇水も多発している今日であり、ダム整備にあわせて、貯留量確保の為、山地部の人工林の適切な間伐などの戦略を関係機関と連携を取って、総合的な対策が望まれる。 なお、ダム下流の溪谷に対し、鮎の生息環境整備や溪谷美を維持する対策も望まれよう。
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点		

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名（フリガナ）					
②住所		（都道府県）		（市区町村以下）	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		⑤年齢		⑥性別	
ご意見の項目		⑦ご意見			
		（200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載してください）			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について 【その他の意見】		○水の安定的な供給（利水・洪水・渇水等の対策を含む）のためには “設楽ダム建設”は必要不可欠ですが、建設期間等を可能な限り 効率的に（できるだけ短期間で）手掛けてもらいたい。 ○水没者の意思をどのように考えているのかわからないが、設楽ダム がいつ完成するのかわからないような事態だけは避けて いただきたい。			
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 （①～⑭）				
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	策案番号 （①～⑩、⑫、 ⑭～⑮）				
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 （①～⑥、⑧～ ⑬）				
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点					

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名(フリガナ)			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)
③電話番号			メールアドレス
④職業		建設会社社員	⑤年齢 64 ⑥性別 男
ご意見の項目		⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)	
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について		・利水について 整備計画時点からの経過を考慮し、上下水道水、農業用水(宅地化、休耕等農地利用の変化があるのではと思います)、工業用水等利水全体の見直しが必要ではと考えます。 ・導水路について 水の危機管理の点から他水系から利水している者が危機に陥った場合、導水路を使用し給水することも必要かと思います。給水量は解りませんが同水路は必要だと考えます。	
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①～②④)		
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①～⑩、⑫、⑭～⑯)		
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①～⑥、⑧～⑯)		
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点			

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について

～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		（都道府県） [REDACTED]		（市区町村以下） [REDACTED]	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	[REDACTED]
④職業		[REDACTED]		⑤年齢	61
				⑥性別	女
ご意見の項目		⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について					
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑭)	◇設楽ダムは、いまだにダム位置も明確にならない。これではいつできるのかも分からず、建設コストも定まらない。防災面から見てもワースト愚策。 ◇ ダムによる「洪水防御」は実は不安定、不確定なものである。ダム等の巨大人工構造物に依存する河川政策から脱却し、氾濫許容型治水へと転換すべきである。 【別紙1】			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭～⑯)				
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑬)	設楽ダム計画では「流水の正常な機能の維持」のための容量が非常に大きいので、その必要性は十分に再検討されるべきである。「利水」の一部に繰り込んで論じられているのはおかしい。 【別紙2】			
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点 その他		「コスト」試算のバックデータは明らかでない。 コストとして示された数字の検討しようがない。			

【別紙 1】

ア. 「1975年8月洪水に関する建設省中部地方建設局木曾川上流工事事務所『台風6号調査報告書』(1976年5月)」から

① p63～p68で(特にp67で)

「本地区(注・大垣市荒崎地区のこと)は従来からの遊水池であり本来ならば家屋の建て得ない所である。本地区は下流部に牧田川、杭瀬川の狭窄部があり大谷川、相川の水がはけないために一時遊水地域として昔より利用されてきた所である。(中略)本地区もいずれは締め切られるであろうが、締め切られるまでには、杭瀬川高淵の引き堤、相川、大谷川合流点から杭瀬川までの河道改修が行われた後になろう。そうでないかぎり、この洗堰を締め切ればその結果として、他の地区にその効果がおよび、より以上の災害が起こることは必至である。又、洪水は最終的には人為に制禦し得ないという立場をとるべきであり、超過洪水(計画規模を越えた洪水)が発生した場合により被害を小さくするにはこのような遊水地域はぜひとも必要である。」

② p161で

「…最も問題となったのは、大垣市十六町の湛水状況である。本地区は洗堰の設けられた遊水地域であり、現状においては、建築基準法の災害危険区域の指定を受けるような地域である。治水面からみた流域の土地利用のあり方を制度的な手法も加えながら検討する時期に来ているのではなかろうか。」

イ. 「氾濫許容型治水について」(1997年11月 建設省土木研究所資料第3521号)

要 旨

建設省では壊滅的な水害を発生させないために、スーパー堤防やフロンティア堤防などの整備を進めつつある。これらの治水手法は越水するが、破堤させない、または破堤するまでの時間を長くする対策であり、破堤災害と比較すれば、水害被害は格段に少なくなる。

(以下略)

【別紙 2】

☆ 利水参画者が明確である「新規利水」と「流水の正常な機能の維持」は、切り離して議論されるべきことである。まぜこぜで議論するのはおかしい。これでは再検証にはならない。

☆ 流水の正常な機能の維持とダム開発による新規利水は、評価の観点が変わるで違う。

「利水」は、基本的に受益者負担である。

「流水の正常な機能の維持」は治水であり、税金からの支出である。

この一連の「ダム事業の検証」では「コスト」が重視されている。つまり、単純に河川技術的な「検証」ではない、社会的要因、特に財政的（経済的）要因からの検証が期待されているはずだ。

とすれば「誰が負担するのか」は、非常に（決定的ともいえる）重要な判断要素である。

☆ 「（新規）利水」と「流水の正常な機能の維持」そもそもの目的が異なるのだから、「代替案」の検討も異なる。たとえば、河川維持流量確保のために地下水を汲み上げるなどというのは、「その方策は採りませんでした」以前の問題、笑止千万の類だとは思わないのだろうか？

☆ にもかかわらず、「水を貯留する、ということでは同じ方策を採ることになるから」（＝中部地整担当者）と「WA、N」と並べて○×評価をしてしまえるのは、河川を「○○立方メートル／秒の水が流れる水路」と考えてきた河川管理者（河川技術者・研究者）の悪弊の反映そのものである。

☆ 意見募集をしている中部地整の担当者に尋ねたところ、『「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（2010.9.28）」に従った」とのこと（「想定内」の回答）。つまり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」がヘンなのだ。

念のため、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」から一部引用する。

p 24

iii) 利水に関する評価軸

個別ダムの検証を行う場合には、ii)に掲げる方策を組み合わせで立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の（１）～（６）で示すような評価軸で評価する。

1) 目標

1) 利水参画者に対し、開発量として何 m^3/s 必要かを確認するとともに、その算出が妥当に行われているかを確認することとしており、その量を確保できるか。

(中略)

p 3 1

iv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討

流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し、評価する。検討にあたっては、必要に応じ、i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。

☆ ” i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする” と丸めてしまったのは、もともとこの「再評価実施要領細目」を決めていくプロセスに問題があったからだ。

河川局が出した「再評価実施要領細目」は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議／中間とりまとめ」を踏まえている。この「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の「治水対策」とは洪水対策－高水管理－である。基本的に「有識者会議」はこの専門家から成り立っている。利水に関しては、途中から急に入って来たものであり、水資源政策について疎い方々（河川局－地整河川部ラインの方々も「疎い」！）が半端に議論したものが盛り込まれるのは大いに問題である。「治水」として税金で負担する「流水の正常な機能の維持」－低水管理－を、「貯める、という意味では似ているから」と利水にくっつけてしまっているのは、上述したごとく河川を「〇〇立方メートル／秒の水が流れる水路」と考えているからに他ならない。

☆ 流水の正常な機能の維持、というのは、「ダムを作ると（ダムがない状態での）流水の正常な機能が損なわれるおそれがある」（または「すでに他のダムの所為で流水の正常な機能が阻害されている」）から出てきた概念である。

ダムによる貯留によって既得水利権水量が確保できなくなるおそれがあり、自然状態の河川よりも流水が少なくなる可能性がある、ということだ。

自然状態のままであれば流水の正常な機能の維持のための流量確保という概念もない。

☆ 発電ダムをはじめとする河川からの水の収奪による「問題」が多発して、S 3 9 年河川法に流水の正常な機能の維持の概念が入った。そもそも人為的な河川水の収奪があるから「流水の正常な機能の維持（正常流量確保）」が必要になる。「流水の正常な機能の維持のためにわざわざダムを建設する」というのは全く逆さまの発想である。

☆ 今般の大地震・津波・原発災害で、我々はまたも思い知らされている。

「人類の持つ知見と技術力では自然を制御することは不可能だ。そんな驕りから脱却することを学ばなければ、壊滅的な災害をもたらすことになる。

「人為で河川を支配する」のは到底無理なのだ。

参考(X-1にて送付有)

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)		(市区町村以下)	
③電話番号		[REDACTED]		FAXアドレス [REDACTED]	
④職業		⑤年齢		61	⑥性別 女
ご意見の項目		⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について					
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑭)	◇設楽ダムは、いまだにダム位置も明確にならない。これではいつできるのかも分からず、建設コストも定まらない。防災面から見てもワースト愚策。 ◇ ダムによる「洪水防御」は実は不安定、不確定なものである。ダム等の巨大人工構造物に依存する河川政策から脱却し、氾濫許容型治水へと転換すべきである。 【別紙1】			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭～⑯)				
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑪)	設楽ダム計画では「流水の正常な機能の維持」のための容量が非常に大きいので、その必要性は十分に再検討されるべきである。「利水」の一部に練り込んで論じられているのはおかしい。 【別紙2】			
2) 幾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点 その他		「コスト」試算のバックデータは明らかでない。 コストとして示された数字の検討しようがない。			

【別紙 1】

ア、「1975年 8 月洪水に関する建設省中部地方建設局木曾川上流工事事務所『台風 6 号調査報告書』（1976年 5 月）」から

① p63～p68で（特にp67で）

「当地区（注・大垣市荒崎地区のこと）は従来からの遊水池であり本来ならば家屋の建て得ない所である。当地区は下流部に牧田川、杭瀬川の狭窄部があり大谷川、相川の水がはけないために一時遊水地域として昔より利用されてきた所である。（中略）当地区もいずれは締め切られるであろうが、締め切られるまでには、杭瀬川高瀬の引き堤、相川、大谷川合流点から杭瀬川までの河道改修が行われた後になる。そうでないかぎり、この洗堰を締め切ればその結果として、他の地区にその効果がおよび、より以上の災害が起こることは必至である。又、洪水は最終的には人為に制禦し得ないという立場をとるべきであり、超過洪水（計画規模を越えた洪水）が発生した場合により被害を小さくするにはこのような遊水地域はぜひとも必要である。」

② p161で

「… 最も問題となったのは、大垣市十六町の湛水状況である。本地区は洗堰の設けられた遊水地域であり、現状においては、建築基準法の災害危険区域の指定を受けるような地域である。治水面からみた流域の土地利用のあり方を制度的な手法も加えながら検討する時期に来ているのではなかろうか。」

イ、「氾濫許容型治水について」（1997年 11月 建設省土木研究所資料第3521号）

要 旨

建設省では壊滅的な水害を発生させないために、スーパー堤防やフロンティア堤防などの整備を進めつつある。これらの治水手法は越水するが、破堤させない、または破堤するまでの時間を長くする対策であり、破堤災害と比較すれば、水害被害は格段に少なくなる。

（以下略）

(中略)

p 3 1

iv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討

流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し、評価する。検討にあたっては、必要に応じ、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。

☆ ” i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする”と丸めてしまったのは、もともとこの「再評価実施要領細目」を決めていくプロセスに問題があったからだ。

河川局が出した「再評価実施要領細目」は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議／中間とりまとめ」を踏まえている。この「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の「治水対策」とは洪水対策－高水管理－である。基本的に「有識者会議」はこの専門家から成り立っている。利水に関しては、途中から急に入って来たものであり、水資源政策について疎い方々（河川局－地整河川部ラインの方々も「疎い」！）が半端に議論したものが盛り込まれるのは大いに問題である。「治水」として税金で負担する「流水の正常な機能の維持」－低水管理－を、「貯める、という意味では似ているから」と利水にくっつけてしまっているのは、上述したごとく河川を「100立方メートル／秒の水が流れる水路」と考えているからに他ならない。

☆ 流水の正常な機能の維持、というのは、「ダムを作ると（ダムがない状態での）流水の正常な機能が損なわれるおそれがある」（または「すでに他のダムの所為で流水の正常な機能が阻害されている」）から出てきた概念である。

ダムによる貯留によって既得水利権水量が確保できなくなるおそれがあり、自然状態の河川よりも流水が少なくなる可能性がある、ということだ。

自然状態のままであれば流水の正常な機能の維持のための流量確保という概念もない。

☆ 発電ダムをはじめとする河川からの水の収奪による「問題」が多発して、S39年河川法に流水の正常な機能の維持の概念が入った。そもそも人為的な河川水の収奪があるから「流水の正常な機能の維持（正常流量確保）」が必要になる。「流水の正常な機能の維持のためにわざわざダムを建設する」というのは全く逆さまの発想である。

☆ 今般の大地震・津波・原発災害で、我々はまたも思い知らされている。「人類の持つ知見と技術力では自然を制御することは不可能だ。そんな驕りから脱却することを学ばなければ、壊滅的な災害をもたらすことになる。

「人為で河川を支配する」のは到底無理なのだ。

【別紙2】

☆ 利水参画者が明確である「新規利水」と「流水の正常な機能の維持」は、切り離して議論されるべきことである。まぜこぜで議論するのはおかしい。これでは再検証にはならない。

☆ 流水の正常な機能の維持とダム開発による新規利水は、評価の観点が変わるで違ふ。

「利水」は、基本的に受益者負担である。

「流水の正常な機能の維持」は治水であり、税金からの支出である。

この一連の「ダム事業の検証」では「コスト」が重視されている。つまり、単純に河川技術的な「検証」ではない、社会的要因、特に財政的（経済的）要因からの検証が期待されているはずだ。

とすれば「誰が負担するのか」は、非常に（決定的ともいえる）重要な判断要素である。

☆ 「（新規）利水」と「流水の正常な機能の維持」そもそもの目的が異なるのだから、「代替案」の検討も異なる。たとえば、河川維持流量確保のために地下水を汲み上げるなどというのは、「その方策は採りませんでした」以前の問題、笑止千万の類だとは感じないのだろうか？

☆ にもかかわらず、「水を貯留する、ということでは同じ方策を採ることになるから」（中部地整担当者）と「WA、N」と並べて〇×評価をしてしまえるのは、河川を「〇〇立方メートル／秒の水が流れる水路」と考えてきた河川管理者（河川技術者・研究者）の悪弊の反映そのものである。

☆ 意見募集をしている中部地整の担当者に尋ねたところ、『「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（2010.9.28）」に従った」とのこと（「想定内」の回答）。つまり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」がヘンなのだ。

念のため、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」から一部引用する。

p 24

iii) 利水に関する評価軸

個別ダムの検証を行う場合には、ii)に掲げる方策を組み合わせで立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の（1）～（6）で示すような評価軸で評価する。

1) 目標

i) 利水参画者に対し、開発量として何 m^3/s 必要かを確認するとともに、その算出が妥当に行われているかを確認することとしており、その量を確保できるか。

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名(フリガナ)	K				
②住所	(都道府県)	(市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
ご意見の項目	⑦ご意見				
	(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について	日本国債、愛知県債、豊橋市債ともに残高が平成22年度までに巨額に積み上がっています。今後も限りなく膨張していくでしょう。設楽ダム建設事業の全体事業費2070億円という巨額の税金を支出することは正しく正直に全ての事実を説明すると到底愛知県民に理解されません。対策案のB/Cも正確なものではありません。最初からダムを建設したいと考えている公務員のみなさんの都合の良いように計算したものだからです。これも正直に説明すると信用されません。ダムは80年から100年後には壊さなければなりません。その費用も含まれていません。 東日本大震災では絶対壊れないと説明してきた高潮防波堤が壊れてしまいました。人間の知識というものはその程度のものであって公務員さん・有識者さん達の情報や説明は疑問だらけです。設楽ダムは作ってはいけません。役に立ちません。設楽ダムを作らないで豊川流域全体で総合的に治水・利水・流量維持対策を考えることが最良の方策・対策案です。				
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号				
	(①～②)				
2) 利水の複数の対策案に関する	対策案番号				

意見について	(①～⑩、⑫、 ⑭～⑯)	
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～ ⑬)	
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点		

パワツツコメントの係殿

土

白菅業

パソコンが苦手なので FAX 致します。

～設楽ダムについての意見～

ダムは絶体に反対です。

私は寒狭川の自然に保れこみ寒狭川の辺に龍
引移住しやかて9年過ぎようとしています。

各首長は子孫達にこの自然を残し伝えなければ
ならない」と言っていますか まったく反対な、自然を
壊す巨大なダムを造ろうとしている。それも莫大な
税金を使おうとしている。又、完成した場合その後の維
持費がいくらかかるのか公表せず 良し所だけ強調に

川に水もさぐに山々は今どうなっていますか？
林道等歩いて見下事は有りますか？

昔 補助金を出し 植林 植林と山の天辺に
杉、杉、杉。山は長年まったく手入れがされて
おらず 荒れ放題。山は死んでいます。

その為山の保水力はまったく無い。猪、猿は食べる
物が少なく人間の土地を荒れ廻る。

山に保水力が無い為雨が降ればドット川に
流れこみ増水する。そしてすぐに水は引いてしまう。

地元の老人に訪ねると昔は「いづれ水量が多く
水がきれい、魚も雑魚も多く、とて良き川」
だった。今はその面影もないと悲しい顔で言われる。

ダム建設に巨額の金が出るが、一部のゼネコンに
利益をむさぼられ、地元には金は落ちない。

ダムの予算のほんの一部の金で出来ます。

川に水を出す山々を元の山にしてください。

※伐採。雑木の植林を手跡けてください。

10年もすれば山に巨大な保水力の有る自然の
ダムが出来ます。

堰堤工事をほとんどされない自然のままの
川です。

全国に自慢できる川です。

自然の山にもどり山が生きれば「せせらぎ街道」
の様に観光客が全国から来てくれます。

地元が潤います。

林業が活発になります。

地元へ金が落ちます。

人口が増えます。

ダムが出来ても一部の人がうるおいません。多くの人は
喜ばれません。

せめて死んでいる山に命をあたえて下さい。

山を生きさせて自然のダムを造って下さい。

荒狭川を愛し、自然を愛する住民より、

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

(意見提出様式)

164

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス [REDACTED]
④職業		自営業	⑤年齢 35 ⑥性別 男
ご意見の項目		⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)	
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について		・ダム以外の治水、利水は考えられません。霞提の中にも住宅はあるし、江戸時代とは違います。 ・費用と効果の面でもダムが一番合理的だし、ダム上流の長い苦悩の末の決断を考えて、東三河と奥三河一体の活性化対策をお願いします。	
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①～②④)		
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①～⑩、⑫、⑭～⑯)		
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①～⑥、⑧～⑬)		
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点		・日本有数の工業地帯、農業地帯で災害の危険も高いこの地域では、利水、治水とも重要である。	

0001 国土交通省 中部地方整備局

0002 「設楽ダム建設事業検証に係わる検討に関する意見」 事務局様

0003 以下 提出方法に従いご記入させていただきます。

0004 ① 氏名

0005 ② 住所

0006 ③ 電話番号

0007 ④ 職業 会社員

0008 ⑤ 年齢 62歳

0009 ⑥ 性別 男性

0010 ⑦ ご意見

0011 私ども水没関係者は、昭和48年に設楽ダム建設に伴う調査実施が設楽町へ申し込まれて以来、今年で38年目を迎えようとしています。この間多くの方々による論議の結果、平成21年2月5日「損失補償基準の妥結」「建設同意協定」が結ばれ、36年間の長い時間の中で私たちは、この問題に翻弄され、思い悩み、精神的苦痛にも耐え、『将来の東三河の発展の為、下流域で暮らす方々の安定した生活を確保し、水の安定供給と災害から守る』ためダム建設は必要であり、それを理解することにより、その事を受け入れました。

0012 その当時から「ダムによらないで下流域発展の水確保や洪水対策なども」も当然平行して真剣に論議し研究されたことを認識して私どもはこの計画の妥当性を信用して受け入れています。

0013 それを今、国は政策転換を図るとの理由で、検証すると言っています。

0014 私どもとしては、国が大きな計画を策定するにあたり、将来性、経済効果、費用対効果など判断され取り組んできたはずで、その時々の方針や情勢で無駄であると簡単に判断するならば、「そんなに軽いものであったのか。」と言わざることも。

0015 今、私どもが先祖の地を離れ、新しい生活再建の地を求め進みだそうとしているさなか、なぜ「今になっても、手枷、足枷をかけられるのか。」国といえども、私どもの生活を脅かすことは許されるべきではないのでは無いのですか。

0016 さらに、国が再検証するということであれば、「設楽ダムは全国に類を見ない調査研究を行い河川法・環境アセスメント法」などもクリアし万全の体制であると同時に日本中のどこのダムもその検証には耐えられないと確信しています。

0017 どうぞ、中部地方整備局の皆さん自信をもち、今まで取り組んできたダム計画を「政府・上部機関・有識者の方々に」現状を説明して頂、

0018 ダム計画を継続し、

0019 『将来の東三河の発展の為、下流域で暮らす方々の安定した生活を確保し水の安定した供給と災害から守る』

0020 そして、

0021 東三河や設楽町の住民が幸せに暮らせるようお願い申し上げます。

0022

0023

0024 ⑧併せて200字以上の乱筆・乱文申し訳ございませんでした。

0025

0026

0027

0028

0029

0030

0031

0032

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
		[REDACTED]	[REDACTED]		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		団体職員	⑤年齢	25	⑥性別 男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について		ここ数年の間、水不足にはなっていないが、宇連ダムで何か起きた場合、大島ダムだけで対応できるのか。逆の場合もどうなのか。設楽ダムがあれば、なお安心できる。			
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～②)	計画遊水地を建設するよりも、ダムを建設したほうが、洪水調節を行う際は効果的だと考えられる。			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭～⑮)	ため池を作ることは、地区という小さな一つのコロニーで考えると、利水に対して柔軟に対応でき良いと思う。 ダムを造る・造らないは別に有ったほうが良いと思う。			
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑬)	どの案がいいのかわからないが、治水の面でダムがあるほうが良いと思うので、流水の正常な機能維持もダム建設で対応することがいいのではないかな。			
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点		豊川流域である東三河は農業が盛んである。その特性を活かす為に水の安定供給が必要である。そのために色々な案を挙げ検討することによって、最善策を見出して頂きたい。豊川流域に住む私達の生活が安泰であり続けることを望む。			

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		[REDACTED]	⑤年齢	54歳	⑥性別 男
[REDACTED]		[REDACTED]			
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について					
2) 治水の複数の対策案に関する意見について					
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号③	【要旨】 本対策案は天竜川水系の関係河川使用者の水利使用に影響を及ぼさない対策案とすべきである。 特に水力発電は、再生可能エネルギーとして国のエネルギー政策において重要な役割を担うものであることから、本対策案は天竜川水系の水力発電に影響が生じない方法とすべきである。水力発電に影響が生じる対策案は電気事業者として容認することは出来ない。 【意見】 本対策案は天竜川水系の関係河川使用者である利水ならびに水力発電等の既存の水利使用に影響を及ぼさない対策案とすべきである。 水力発電は、地球温暖化対策における温暖化ガス排出量削減やエネルギー基本計画における「自主エネルギー比率、ゼロ・エミッション電源比率の向上」において、純国産且つCO2フリー電源の再生可能エネルギーとして、国のエネルギー政策上重要な位置付けがなされている。 加えて、現在国により進められている太陽光・風力発電等の再生可能エネルギーの導入拡大への対応においても、電力系統の調整能力を有する水力発電は、電力の安定供給において今後益々重要な役割を担うものである。 天竜川水系は、揚水発電所も含めて約2,100MWもの水力発電設備を有する国内有数の電源地帯である。国のエネルギー政策における水力発電の重要性に鑑み、本対策案は天竜川水系の既設水力発電所の発電や運用に影響が生じない対策案とすべきである。水力発電に影響が生じる対策案については電気事業者として容認することは出来ない。			
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号③	同上			

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県)	(市区町村以下)			
	[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	会社員	⑤年齢	63歳	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について		・中流部にある寒狭川頭首工などの農業用ダム(頭首工)や中電の発電ダムなどの既存施設の活用(用途の多様化や嵩上げなど)は検討案にどうですか? (構造物の安全安定確保が絶対条件と思います)			
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～④)	・①～④河道掘削、⑩捷水路設置案は、霞堤整備とのセットで有効案と考えますが、工期が長いことが課題と思います また、地元の不安感の解消のため、霞堤整備の必要性が重要と思います。 ・⑬水田保全案も地域農業保全の観点から、有効案と思いますが、今後の高齢化進展を考えると、土地所有者の理解と管理への支援方策の連携が重要と考えます。			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭～⑮)	・「より近くの貯留施設からの利用」というニーズがあるので、既存ダム運用の効率化を図る案の検討と、貯留担保としての設楽ダムの位置付けが重要と思います。 ・感覚的には、将来の利水量は計画よりも減る傾向と思われるので、上記事項を踏まえた必要利水容量を適切な余裕を含めて検討することが重要と思います。			
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑬)	・管理施設が多いと洪水時の調整管理、「きれいな川、さかなのいる川」といった環境保全を含めた通常時の流水管理において、複数施設の連携性が懸念されます。 ・「ゲリラ豪雨への対応がどうなるのか」など、既存ダムの運用を含めた検討が必要に思います。			
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点		・豊川流域は矢作川流域や天竜川流域に比べ面積が小さいため、水系間導水の課題整理と、その実現性の説明、地域の理解度のアップが必要と思います(隣のことがよく分からないという一般市民への対応が重要に思います)。 方策案にはありませんが、中流部のダム設置についても、その効果(有効かどうか)の説明が必要に思います。			

その他

- ①ダムによる洪水位低下の定量的な簡易説明(〇〇mほど見込める)での表示等が、地域民の理解度を高めることになると思います。
- ②宅地嵩上げや住宅建て替え(ピロティ式の建物は耐震性に問題あるのでは)等の期間設定が重要課題と思います。高齢化の状況とかけ離れていると、現実性に疑問を感じます。
- ③利水目標の10年渇水対応と20年渇水対応での定量的な差異の提示が必要と思います。

以上

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
		[REDACTED]	[REDACTED]		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		会社役員	⑤年齢	55歳	⑥性別 男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について		・高齢化進展を踏まえると、出来るだけ短期間での整備が必要だと思います。ダム整備と同時進行で下記事業の推進を図る必要があると思います。 ・上流部の多自然環境保全・中流部の内水対策(小洪水)・下流部の津波対策(事業費が異なる行政課題のクリア) 今後は、東北震災での検証と反映が重要だと思います。			
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑭)	・整備に長期間あるいは未定は、現実性の懸念に繋がる。白紙からの検証は重要とは思いますが、地元民が理解でき、短期間に整備できることが最重要だと思います。 ・特に中規模洪水での安全確保を優先させる視点(大洪水リスクは保有)で、通常時の生活基盤を確保した内水対策が重要と考えます。 霞堤整備と遊水区域設定等の検討は優先度高いと考えます			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭～⑯)	・利水では、量の設定も重要ですが、質の視点(山間地のミネラルウォーター)の活用(富士山水源の湧水のイメージ)もあるのではないかと思います。 ～人間を含め生物に設楽ダム水源から良質な水の提供～			
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑬)	・上中下流ごとに、環境保全面も含め必要な流量があると思います。既存ダムとの連携した方策は必要と思います ・「憩いの場としての川」の視点も重要で、地域の観光資源としての検討、提示も必要に思います。			
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点		豊川流域の内、特に私の住む蒲郡は治水・流水への関心が薄く、利水にだけに着目していることが現状だと思います。東三河の各市町村でのダムに対する認識が異なりますので、地域ごとのメリット・デメリットを提示して、全体のコンセンサス(乱暴な意見ですが、治水に対しては蒲郡意見の優先度は低いと想定する)が必要だと思います。 早く出来る対策の優先評価も重要だと思います。			

その他

①ダム事業とは異なる事業にはなるかと思いますが、今回の東北地方大津波被災を考えると、下流部の河川整備のあり方は重要な事項と思います。

以上

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県)	(市区町村以下)			
	[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	団体職員	⑤年齢	42歳	⑥性別	女
ご意見の項目	⑦ご意見				
	(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について	設楽ダムの建設を行わない事。ダムを造ることにより、海まで含む川・海の正常な機能を奪うことになり、治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案を言うなら、ダム建設しないことが一番良い。				
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑭)	治水対策には、その地域の実情にあった複数の対応策（堤防の強化、遊水地・遊水機能、河川整備）の組み合わせで対応できると考える。どの対策案もダム建設のための対策案であり、本当の対策案になっていない。			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭～⑯)	まずは、現在・今後の人口・経済状況を冷静に予測した水需要の予測を立てるべき。過剰な予測を前提としたものでは対応策になっていない。節水の奨励や渇水時には利用の優先順位をつけ融通し合うことで十分対応できると考える。どの対策案もダム建設のための対策案であり、本当の対策案になっていない。			
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑬)	どの対策案もダム建設のための対策案であり、本当の対策案になっていない。			
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点					

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について

～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)		(市区町村以下)	
		[REDACTED]		[REDACTED]	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		⑤年齢		⑥性別	
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について					
2) 治水の複数の対策案に関する意見について					
2) 利水の複数の対策案に関する意見について		対策案3、4の：水系間導水（天竜川、矢作川）については、各河川においても近年11回も取水制限が行われている現状を考慮しますと他の水系に廻してもらえない保障はなく、水利権等の調整や総概算コスト、工期など不確定要素が多いため本案は困難であると考えます。 対策案5（地下水取水）本市は100パーセント県水に依存しています。過去に幾度も渇水による給水制限（バルブ操作）を経験したため、市内全域にわたり地下水源の調査をしましたが、水源となるような水脈は見つかりませんでした。また他市においても新たな地下水源を確保することは大変難しいと聞いておりますので本案については困難であると考えます。			

2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (3・4・5)	対策案3、4の：水系間導水（天竜川、矢作川）については、各河川においても近年11回も取水制限が行われている現状を考慮しますと他の水系に廻してもらえる保障はなく、水利権等の調整や総概算コスト、工期など不確定要素が多いため本案は困難であると考えます。 対策案5（地下水取水）本市は100パーセント県水に依存しています。過去に幾度も渇水による給水制限（バルブ操作）を経験したため、市内全域にわたり地下水源の調査をしましたが、水源となるような水脈は見つかりませんでした。また他市においても新たな地下水源を確保することは大変難しいと聞いておりますので本案については困難であると考えます。
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点		今回の対策案は、総概算コスト、工期、その他の利害関係者との調整等不確定要素が多いためさらに評価することはできません。 我々水道事業者としては市民へ安全、安心の水道水を安定供給する責務があります。よって既に工期やコスト等の調整、計画が策定されている設楽ダムの早期建設を望みます。

設楽ダム建設事業検証に係る検討に関する意見

氏名: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

メールアドレス: [REDACTED]

職業: 年金生活者

年齢: 65歳

性別: 男

意見

今回の治水対策案として、24の具体案が示されているが、その前提としての、
(A) 豊川の現状と課題についてのとらえ方、(B) 河川整備計画の洪水防御の目標(1)、

(C) 河川整備計画の洪水防御の目標(2)、および、(D) 治水対策案検討の基本的

考え方について、の意見を述べる。

(A) 豊川における治水対策の現状及び課題について

(要旨) 意見募集の説明資料に示されている「霞堤地区」のとらえ方は、「霞堤」の呼称自体も正確でなく、流域住民が伝統的に豊川と折り合いをつけてきた歴史にも疎く、治水対策案を作る前提としての事業者の認識が不十分である。

(本文) 説明資料では、「霞堤地区は浸水被害に見舞われている」として、あたかも住宅が浸水しているかのような表現をしているが、集落があるのは自然堤防に当たる相対的に標高の高い地区であり、盛り土をして建築してあるので、浸水が起きた場合にも住宅が被害を受けることはほとんどない。農地は作物の種類と生育条件によっては、浸水被害を受けることもあるが、水稲や浸水に強い畑作物については、豊川の洪水に伴う数時間程度の浸水による被害はほとんどなく、逆に、洪水の濁水が運んでくる砂泥と栄養分が農地を豊かにする効果がある。この地域の農家は、昔から、豊川の洪水とうまく折り合ってきたのである。国土交通省は、「霞堤」と呼んでいるが、この呼称は明治以前には使われておらず、遊水機能のほとんどない北陸地方の急流河川などの不連続堤に対して近代になって初めて使われたのである。豊川の不連続堤は、沖積平野下流部の緩流域に築かれており、鎧堤と呼ばれていた。最下流部の吉田城下を氾濫から守るために、狭窄部を上流側に何か所も設けて、鎧堤の不連続部分から遊水させる方法によって治水を行ってきたのである。豊川の不連続堤(鎧堤)は、わが国の中世から近世にかけての治水の土木遺産であり、超過洪水に対する現実の備えとしても、明確に位置づける必要がある。

(B) 河川整備計画の洪水防御の目標(1)について

(要旨) 豊川の洪水防御の目標を示すだけでなく、堤防および河道の整備状況の現在までの到達段階、すなわち、戦後最大洪水規模の洪水の場合の水位レベルが現状でどうなっているのか、および、設楽ダムでは水位が何センチ下げられるのか、具体的に示したうえで、意見募集をするべきである。

(本文) 説明資料では、「戦後最大流量規模の洪水の場合に、計画高水位以下に低下させる」とするが、河道整備によって水位をどれだけ低下させ、また、ダムの効果は何センチ程度であるかということを示すべきである。なお、河道整備は、河川整備計画が策定された2001年からすでに経過した9年間に、相当程度進んでいるはずである。この間の河道整備によってどれだけ水位低下の見込みが得られているのかの情報公開が必要である。以上の情報が明らかになれば、設楽ダムの効果は、堤防の余裕高内で十分処理で

きる程度のものでしかないことが分かるはずである。

「基本高水水位相当の洪水に対しても被害の軽減を図る」として、石田地点における $7100\text{m}^3/\text{s}$ の基本高水流量のうち、設楽ダムによって $1000\text{m}^3/\text{s}$ を調節するとしているが、石田地点の河道での計画流量は $4100\text{m}^3/\text{s}$ であり、残り $2000\text{m}^3/\text{s}$ は河道から溢れ、破堤は避けられない。したがって、設楽ダムができたとしても、この規模の洪水に対しては無力であり、あたかも被害の軽減が可能なような表現によって、設楽ダムの洪水調節能力を誇大に表現してはならない。仮にダムができたとした場合には、流域住民が洪水に対するダムの効果を過信することで、洪水時に避難が遅れ、人的被害を大きくする恐れがある。

(C) 河川整備計画の洪水防御の目標(2)

説明資料では、「設楽ダムの建設と小堤(暫定堤防)の整備により、霞堤地区の…、浸水被害の軽減を図る」としている。

小堤の高さを調節すれば、設楽ダムの建設にかかわらず、浸水頻度は減らすことができるはずで、なぜ、設楽ダムを絡めるのか理解できない。

また、小堤を築けば、小堤を超える大きな洪水時の浸水が起きた場合に、洪水後の排水に小堤が障害となって時間がかかり、被害を大きくする点に触れていない。

(D) 治水対策案検討の基本的考え方について

(要旨) 再評価実施容量細目で示された26方策から除外する6項目が挙げられているが、除外する合理的な理由を明快に示すことが必要である。また、「霞堤地区存置」あるいは「活用」という選択肢を採用する一方で、「遊水機能を有する土地の保全」を除外しているのは、まったく矛盾しており、意見募集をする前に、案作りをやり直す必要がある。

(本文) 説明資料では、「河道改修を基本的な治水対策とし、設楽ダムに代わる方策を検討する。また霞堤地区については、①存置して活用、②遊水地として活用、用地買収・掘削等により更に遊水地として積極活用、の3つの取り扱いとする」、「再評価実施容量細目で示された26方策から豊川に適用可能な方策を組み合わせ検討する」、また、「調査研究段階であったり、該当する地形が存在しない等の以下の方策は実現性に課題があるため、治水対策案に組み合わせない」として

- ・決壊しない堤防、決壊しづらい堤防
- ・高規格堤防
- ・排水機場
- ・遊水機能を有する土地の保全、部分的に低い堤防の存置

- ・二線堤

- ・樹林帯

が掲げられている。

●「霞堤地区の存置」は、正確には「鎧堤と遊水地の存置」というべきであるが、遊水機能を有する土地の保全に当たる。上記の基本的な考え方には、一方で「霞堤地区の存置」を掲げ、「他方で遊水機能を有する土地を保全」を除外すると、全く矛盾することが書かれている。このような混乱した「基本的な考え方」に基づいて作成された今回の「具体的対策案」は、意見募集のための案として不適格である。

● 決壊しない堤防、決壊しづらい堤防については、土木工学分野で各種の工法がすでに研究開発され、実用段階にある。なぜ、検討の対象から外すのか、理由を明快に示すことが必要である。

● 豊川下流域の右岸には、かつての不連続堤の名残として、二線堤とも呼ぶべき人工地形が残されており、超過洪水対策としては活用できる可能性がある。樹林帯は10年あれば形成可能である。豊川の治水対策から二線堤や樹林帯を、除外する理由についても明快に説明することが必要である。

● 以上のように、治水対策案については、その基本的な考え方に根本的な問題があるので、はじめから作りなおす必要がある。

以上

173

H.23.3.18 送信

(意見提出様式)

設案ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設案ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
③電話番号			ﾎｰﾑﾃﾚﾋﾞ		
④職業			⑤年齢		⑥性別
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について					
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑭)	豊川霞内は、集落を形成し日常社会生活が営まれている。過去からの歴史、文化、社会生活を考慮すると、霞を治水機能として位置づける遊水地案、放水路案は、とても容認できない。従って、現河川整備計画の霞堤対策より多く霞堤内の土地を活用する各案(1, 3, 4, 6～10, 17, 18, 20, 22～24)は、対策案から除外していただきたい。			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭～⑯)				

174

(意見提出様式)

設案ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設案ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
③電話番号			ﾏﾈｼﾞﾝｸﾞ		
④職業		団体職員	⑤年齢	62歳	⑥性別 男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について		ダム建設に対する代替案は、引堤、堤防のかさ上げ、河道の掘削や遊水地化等を行うもので、これは関係地域住民の住居移転や河川工事に伴う地域の生活環境の悪化、さらには優良農地の減少など、産業活動にも多大な影響を与えるもので、いずれも問題がある。従って、現計画のとおり設案ダムを建設することが適切と考える。			
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～④)	治水に対する対策案は、宅地のかさ上げ・ビロティー対応、河道の掘削・引堤などを行うものであり、洪水時の住民生活の孤立化を前提とするものであったり、さらには住居移転や河川等工事に伴う生活環境の悪化など、関係住民に大きな負担を強いるもので好ましくないものとする。			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭～⑮)	利水に対する対策案には、既設ダムのかさ上げなどで必要量確保するとしているが、かさ上げのコストやダムの強度の確保面からも設案ダムには及ばず、また調整池やため池を含む案は、優良農地の減少を招き、利水事業の目的に逆行するものである。			
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑪)	流水に対する対策案においても、利水に対する対策案と同様既設ダムのかさ上げ、調整池やため池を含む案であり、かさ上げのコストやダムの強度、優良農地の減少を危惧する。			
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点		優良農地などを調整池やため池にすることに伴う農業などの産業への影響を検討すべきと考える。			

FAX 連絡表

平成 23年 3月 17日

送信先	国土交通省中部地方整備局 「設楽ダム建設事業の検証に係る検討に 関する意見」事務局御中				
発信者	[REDACTED] (TEL [REDACTED])				
送信枚数	A4	B4	B5	その他	合 計
	2				2
件 名	設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見について				
連絡事項	昨日メールにて送信しましたが、どうも送信できないようですので、ファックスにて送信します。 メールが送信されておりましたら、重複しますので、この文書を処分方お願いいたします。				

平成 23 年 3 月 17 日

中部地方整備局河川計画課長 様

携帯 〇〇〇〇〇〇〇〇 電話 〇〇〇〇〇〇〇〇

設楽ダムへの意見（パブリックコメント）

1 趣旨

設楽ダムの建設に反対します。

2 理由

- (1) 水需要の予測が過大である。
- (2) 設楽ダム予定地の流域は豊川流域の 8 % である。
- (3) 設楽ダム予定地の近くには中央構造線・ホッサマグナがある。
- (4) 東海地震・東南海地震・南海地震に耐えられない。
- (5) 設楽ダムの建設費・維持管理費が膨大で国民・住民は負担に耐えられない。

3 代替案

A 既存ダムの有効活用 B 遊水地 C 放水路 D 河道の掘削 E 引堤
F 堤防かさ上げ G 河道内の整備 H 堤防の補強 I 排水強化 J 雨水の
貯留・浸透施設 K 遊水機能地の拡大 L 洗い堰 M 霞提 N これら案の
併用

以上

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ~設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について~

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		主婦(パート)	⑤年齢	51歳	⑥性別
					女
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について		治水対策は、出てくる洪水を安全に海まで流せば良いというだけでは、想定される洪水量を流す河道計画だけの議論となってしまふ。1/30洪水量だとか1/50洪水量を安全に流下させ得る断面を確保するといった議論だけでなく、流域は一体、上・中・下流域がそれぞれ応分の負担を負うような考え方が必要。一気に洪水を出さない(ダム貯留、森林整備による貯留、水田等農地での貯留)、安全に流下させる(河道改修、河道掘削等)といった複合的な整備と保全が不可欠。森林整備による貯留は非常に重要だが定量的把握が困難なため、これを除くもので計画洪水量とし、近年の都市型集中豪雨に対処すべき。(森林貯留分は余裕率として大災害対応)			
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①~②④)				
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①~⑩、⑫、⑭~⑯)	日本一の農業産地を作ったのは誰? まぎれもなく豊川用水と関係農家の皆さん。東三河の今後の発展(農業・工業等地域産業と住民生活)を考えれば、用水の安定的な確保は絶対条件。流域の小さい豊川水系で雪解け水も期待できないなら、調整機能をアップするしかない。他水系の水を期待するのは虫が良い話。お互いが融通しあう(WinWinの関係)でも水利調整は難しい。常は、水を作る事(森林整備)と水を溜める事(貯留能力のアップ)と水を有効に使う事(効率的な利水計画と運用、灌水・営農技術の進歩、節水等)での対応とし、地下水利用・海水の淡水化・河川水や汚水の再利用等は災害時対応と考える。			
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①~⑥、⑧~⑬)				
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点					

設楽ダム建設事業検証に係る検討に関する意見(その2)

氏名: [REDACTED]
 住所: [REDACTED]
 メールアドレス: [REDACTED]
 職業: 年金生活者
 年齢: 65歳
 性別: 男

「複数の利水及び流水の正常な機能の維持対策案立案について」の意見

20の対策案が示されているが、その前提である「新規利水及び流水の正常な機能の維持に対する対策案検討の基本的な考え方」●対策案の検討・立案、の部分について意見を述べる。

(要旨)

設楽ダム計画では、貯留容量の大半、6000万m³を「流水の正常な機能の維持」目的に充てており、ダムの必要性についての検証作業では、この部分を徹底して行わなければならない。また、新規利水の必要性がないことは、設楽ダム建設事業公金支出差止住民訴訟において詳細にわたって明らかにされている。

(本文)

- ・流水の正常な機能の維持を決めた河川整備計画について、正常流量を決める根拠が科学的でなく、恣意的であること、さらに、正常流量をそのまま利水制限流量として、流量がそれを下回った場合に設楽ダムの貯流水を放流して補うとする計画自体が、間違っている。この河川整備計画自体の問題点を検証しなければならない。
- ・正常流量として、大野頭首工(直下流)地点で1.3m³/s、牟呂松原(直下流)地点で5.0m³/sを掲げているが、現在までの河川生態学の知見によって、最少流量を確保すれば、正常な河川生態系が維持されるというような考え方が正しくないことは明白になっている。また、自然な河川にダムを建設することによって、河川生態系が著しい影響を受けることは明らかで、ダムを含む河川の開発が、河川の自然を壊しているため、その対策が必要であるとして、出てきた概念が「流水の正常な機能の維持」であるはずなのに、そのために、新たなダムを建設して賄うというのであれば、まさに本末転倒である。
- ・10年に1回程度の渇水対応、すなわち、既得用水の利水安全度は、豊川総合用水事業の完成によって、すでに達成されている。また、既得用水の利水安全度は、受益者が特定されており、流水の正常な機能の維持という不特定目的によって確保されるべきものではない。
- ・新規利水の水道用水は、既開発水量が需要を十分に上回っており、今後人口減少期に入っていくことを併せ考えれば、開発の必要性はない。農業用水について、新規開発が必要であるとのフルプランの算定は、設楽ダム建設事業公金支出差止住民訴訟で明らかにされているとおり、間違っており、根拠について精査すれば、開発の必要がないことは明らかである。
- ・以上からわかるとおり、利水及び流水の正常な機能の維持目的については、設楽ダムの建設は全く必要がないか、本末転倒しており、検証するまでもなく、事業を即刻中止するべきである。とりわけ、国家破綻とも言われる未曾有の財政破綻状況に加えて、今回の東北関東大震災の復興には、莫大な資金が必要である。必要なところに税金は使うべきで、不要不急の設楽ダム事業などもっての外である。

以上

氏名(フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		会社員	⑤年齢	63	⑥性別 男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200 字を超える場合は、200 字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について		1) 治水... 26 方策で網羅されている。 2) 利水・流水維持... 14 案以外に、3.他用途ダム容量買い上げと 4.水系間導水案の組み合わせ案が考えられる。具体には、長良川河口堰、徳山ダムの名古屋市等の利水分を買い上げ、木曽川導水路～既設愛知県水道管路等を経て豊川流域へ送る。 但し、考えられる机上案であって、水源住民としては水源流域の開発余地を残し、将来の安全度を確保しておく観点から反対である。水をめぐり地域の歴史から、水利用は当該水系で完結されるべきものである。			
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～②④)	既提案の 26 方策は、それぞれ、適用性や課題についての的確に整理されている。 それを踏まえた上で、 ダム建設と河道改修を組み合わせた 0 案) 河川整備計画が、豊川沿川と設楽ダム予定地域の現在と将来の土地利用、社会経済環境、コストの総合的バランスの観点から現実的で適当である。 なお、設楽ダム建設に伴う地域への負荷は、地域基盤改善・振興の視点をしっかり持った取り組みで軽減できると思う。 また、計画規模洪水で霞地区を浸水させる方式を 0 案において取り入れていることは、今後必須の異常洪水対策に極めて有効と思う。			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭～⑯)	③、④(いずれ検討事項として持ち出されるであろう) 木曽川水系長良川河口堰、徳山ダムの(余剰！?) 水を買上げ、水系間導水することで水源とする。 (但し、上記項目 1) の提案で述べた如く、水源住民として絶対反対である。)			
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑬)	上記利水の意見に同じ。			

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
[REDACTED]		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		会社員	⑤年齢	60	⑥性別 男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について		・ 治水では、河床掘削案があると思われます。 (橋梁補強、河床維持が必要)			
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～④)	・ ⑧⑨のHWLを上げるのは洪水に対する安全性から好ましくない。 ・ ①～④の掘削は、豊川の豊かな自然環境が損なわれるため最小とすべき。			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭～⑮)	・ ③④は渇水年では他流域からの導水は期待できない。 ・ 河道外貯留施設は利水付近の用地取得が困難。			
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑬)	・ ②～⑬宇連川流域のダムは、豊川上流部(宇連川合流より上流)のNには効果がない。			
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点		・ 事業進展度の及び完成までの期間の評価の項目が必要。 ・ 頻発する渇水の対応の頻度。			

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について

～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)		(市区町村以下)	
		[REDACTED]		[REDACTED]	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	[REDACTED]
④職業		水道事業者		⑤年齢	⑥性別
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について					
2) 治水の複数の対策案に関する意見について		対策案の河川整備計画で河道掘削等を行うことを含めた対策案が記載されていますが、本市は豊川の伏流水を下条地区から取水しており、河道掘削等に伴う河川整備で、河川状況等の変化により安定した取水の確保が困難となる恐れがあります。			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (③、⑤)	対策案③：水系間導水（天竜川）については、濁水は広範囲に影響をすることを想定することが必要で、天竜川は取水制限が近年においても多く発生している状況から見れば、当該河川だけの都合により、「余裕のある時に限り」という条件では、豊川水系への導水では、必要量を確実に確保できる保障がありません。 対策案⑤：地下水取水は、井戸の新設等により必要量を確保すると記載していますが、本市の水道水としての地下水揚水量は、塩水化等の水質悪化を防止するため、揚水量を抑制し涵養運転に努めている現状では、新たに、利水対策としての大規模な地下水源開発は困難であると考えます。			

2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (③、⑤)	対策案③：水系間導水（天竜川）については、渇水は広範囲に影響をすることを想定することが必要で、天竜川は取水制限が近年においても多く発生している状況から見れば、当該河川だけの都合により、「余裕のある時に限り」という条件では、豊川水系への導水では、必要量を確実に確保できる保障がありません。 対策案⑤：地下水取水は、井戸の新設等により必要量を確保すると記載しているが、本市の水道水としての地下水揚水量は、塩水化等の水質悪化を防止するため、揚水量を抑制し涵養運転に努めている現状で、河川流量を確保するさらなる地下水の汲み上げは、本市の地下水源に対して甚大なる影響を及ぼすことになります。
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点		

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		（都道府県）		（市区町村以下）	
		[REDACTED]		[REDACTED]	
③電話番号		[REDACTED]		[REDACTED]	
④職業		会社員		⑤年齢	69
				⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について					
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～②)	治水対策として第一義的に川底を掘削することが最適な手法と考えますが、掘削延長、掘削量が膨大となり事業効果の発現までに長期間が必要となります。また、川底が下がることにより海水の逆流区間が長くなり、沿川の土壌や地下水への海水浸透による影響が拡大することは必至です。海水遡上を防止するためには、河口堰の設置が必要となります。掘削にかかわる事業費、事業の期間を考えると、既に建設合意されているダムによる治水を推進すべきと思います。			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (④)	水系間導水として考えられる矢作川では、上矢作ダム建設に基づき既得用水等を補給する計画もありましたが、整備計画にはダム建設が見送りとなっています。このため、矢作川で流水の正常な機能の維持をするのは矢作ダムだけであり、十分な流量を確保することが先送りとなっています。このような現状では、矢作川から常時導水を計画することは困難です。			
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑬)				

2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	
---------------------------------	--

国土交通省 中部地方整備局 御中

182

(意見提出様式)

設案ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について

～設案ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
[REDACTED]		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業	団体職員	⑤年齢	38	⑥性別	女
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について		利水については現状で水の供給は足りており、巨額を投じて新たにダムを作る必要はない。治水は堤防やダムに寄らない方法を検討すべき。流水の正常な機能の維持については、流水維持よりダムを建設するほうが、水系や海の環境に与えるダメージはるかに大きい。設案ダム自体が不要なダムである。			
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～④)	どの案もダムより過大に費用が計算されたり、ダムをすることが必要と思わせる対策案となっている。			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭～⑮)	利水については現状で水の供給は足りており、巨額を投じて新たにダムを作る必要はない。水の将来の需要予測が過大。			
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑬)	水の正常な機能の維持については、必要量も多く設定されているが、なにより目的自体意味不明。そもそも対策が必要か疑問を感じる。			
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点					

183

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

① 名 (フリガナ)	[REDACTED]		
② 住所	(都道府県)	(市区町村以下)	
	[REDACTED]	[REDACTED]	
② 話 番 号	[REDACTED]	携帯電話	[REDACTED]
③ 業	自営業	④ 齢	59
		⑤ 別	男
ご意見の項目	⑦ ご意見		
	(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)		
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について	治水において、霞堤は有効に働いている、これを強化活用すべき。堤防の強化は越水対策を行う、耐越水堤防、連続地中壁による強化工法が有効。技術、工法の進化は進んでおり、中下流の地域は、それを活用することが技術立国日本の進む道でその技術は外国でも活かせる。		
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (① ○ 24)	費用対効果を重要視し、財政の困窮する中、最小費用で最大の効果のある対策案を行う。霞堤、耐越水堤防の対策が費用対効果の点でも最も有効。 設楽ダムは集水面積が極めて狭く有効な対策とは言えない。ダムの予定地設楽町はダムは中止の上、太陽光発電、メガソーラー等の取り組みで、地域づくりに取り組み脱ダムの政策を推進することがいい。中止の場合の法的整備が是非早急に必要。	
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭～⑮)	人口減少社会で水需要は低減傾向になっていく。水は今でも足りている、莫大な費用と環境破壊が評価されることは無い。	

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		—	⑤年齢	—	⑥性別
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について		今回、列記された代替案は検討のための例示として受け止めているが、ダムを建設しない代わりに、下流地域のコミュニティ維持や、住民の財産保全、農業などの産業、そして河畔林や川底の自然環境に大きな負の影響を与えていく内容が多い。このため、安全・安心、快適性等の面を考えても、現河川整備計画のとおり設楽ダム建設することが最も合理的である。			
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～②)	①～④ 河道掘削した後の土砂の処分地の選定、処分方法を決めることが極めて困難だと考えられるとともに、土砂搬出に伴う交通渋滞等、市民生活に多大な影響が考えられる。また、工期が30年と現計画と比べ10年も長いこともあり、住民の理解が得られない。 ④⑦⑨⑬⑮⑰ 宅地のかさ上げ・ビロティー建築で対応する案は、洪水時の孤立を助長するものであり、住民の理解が得られないばかりか、霞堤に住む住民に対する心理的不安を拭うことができない。 ⑤⑥⑦ 引堤で対応する案は、優良農地に対する用地買収を伴うこと、橋梁7橋の架け替えから、国道1号などの自動車交通をはじめ、地域の交通に多大な影響を及ぼすこと、コストが高く工期も不確定であることから非現実的である。 ①～⑲ いずれの案も3霞を存置させることを前提に、河川整備計画を達成するには、堤防改良や橋梁付け替えなどの大規模工事、新たな用地買収を伴うことから困難性が高い。			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭～⑯)	①⑥⑨⑩⑫⑭⑯ 代替案として調整池・ため池を含むものは、下流域で膨大な用地が必要となり、優良農地の縮減など産業活動に多大な影響を及ぼす。また、コストが高く工期も不確定であるため、非現実的である。 ②③⑩⑫⑮ 代替案として既存ダムの再開発を含むものは、膨大なコストがかかること、ダム強度の確認や、周辺環境に多大な影響を及ぼすことなどが懸念され、今後新たに環境影響調査が必要となり、時間が更にかかることから現			

		実的でない。 ③④ 豊川水系の渇水と同時期に、近隣水系の天竜川水系・矢作川水系も渇水であることが多く、非常時における調整が極めて困難であると想定される。このため、水系間導水は危機管理上、現実的でない。 ⑤ 地下水取水を続けると塩水化・地盤沈下の発生が危惧され、環境側面から良策ではない。また、地下水取水でフルプランの必要量が確保できるかが疑問である。
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑬)	①⑥⑨⑩⑪⑫⑬ 代替案として調整池・ため池を含むものは、下流域で膨大な用地が必要となり、優良農地の縮減など産業活動に多大な影響を及ぼす。また、コストが高く工期も不確定であることから非現実的である。 ②⑨⑩⑪⑫⑬ 代替案として既存ダムの再開発を含むものは、膨大なコストがかかること、ダム強度の確認や、周辺環境に多大な影響を及ぼすことなどが懸念され、今後新たに環境影響調査が必要となり、時間が更にかかることから現実的でない。 ③④ 豊川水系の渇水と同時期に、近隣水系の天竜川水系・矢作川水系も渇水であることが多く、非常時における調整が極めて困難であると想定される。このため、水系間導水は危機管理上、現実的でない。 ⑤ 地下水取水を続けると塩水化・地盤沈下の発生が危惧され、環境側面から良策ではない。また、地下水取水でフルプランの必要量が確保できるかが疑問である。
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点		1. 治水について ・大量の土砂の処分方法 ・引堤による橋梁付け替えに伴う、国道1号線などの地域交通への影響額 ・引堤、放水路など新たな用地買収に伴う下流域の産業（農業・工業）への影響額 ・河畔林など環境ミティゲーションへの考え方、影響額 2. 利水及び流水の正常な機能 ・調整池・ため池など新たな用地買収に伴う下流域の産業（農業・工業）への影響額 ・河畔林など環境ミティゲーションへの考え方、影響額

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

185

①氏名(フリガナ)			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	55 ⑥性別 男
ご意見の項目		⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)	
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について			
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①～②④)		
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①～⑩、⑫、⑬～⑮)	ダムに代わる代替案の中には、ため池や調整池をたくさん造る案があるが、どこに造るのか？万一、農地を潰して調整池やため池を造るとしたら、本末転倒です。また、矢作川や天竜川から水を持ってくる案があるが、それらの水系とは、だいたい同時に節水を行っており、豊川が渇水になっても、とても水がもらえるとは思えない。現実的な案ではない。	
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①～⑥、⑧～⑬)		
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点		愛知県が農業生産額で上位を位置するのは、東三河の農業があつてこそ、本県は工業県でもあり、農業県としての位置づけを確保しておくべきであり、豊川用水のおかげで飛躍的な発展を遂げた農業を維持するべきである。雨が少ない年は節水を余儀なくされており、一刻も早いダムの完成を望む。	

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
		[REDACTED]	[REDACTED]		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		-	⑤年齢	-	⑥性別
				-	-
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について		各代替案は、下流地域のコミュニティ維持や住民の日常生活、農業等の産業、事業費、豊川特有の河川環境等において、いずれもマイナス要因が多々あるが、検討のための例示であり、示された課題点を含め、地権者等関係者に対し未調整である。現在、関係住民等から早急な対応が求められていることや、治水面など度重なる検討・調整が行われ、ダム建設地域の同意も得られていることから、現整備計画に基づく設楽ダム建設が最も合理的である。			
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑭)	・豊川特有の良好な河川環境を保全するため、大規模な河道掘削とそれに伴う河畔林の伐採は避けるべきである。 ・震提地区の住民は幾度となく洪水に悩まされており、震提の恒久化は受け入れがたい。遊水地化や輪中、ピロティ建築も同様。 ・市街化が進んでいる地域での引提や堤防嵩上げによる対策案は、用地取得の困難さや多数の橋梁の改修、付け替え等現実的ではない。			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭～⑯)	・豊川地域の渇水は、周辺地域を含め広範囲に起こるケースが経験的に想定され、水系間の導水は、必要なときに必要量の確保が不確実である。 ・現況においても地下水の塩水化が進行しており、さらなる、多量の地下水くみ上げは、現在の利用環境への悪影響を招く恐れが大きい。 ・既存ダムの嵩上げは、工事中はダム機能がゼロにならないか。			
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑬)	・利水の対策案と同様に、水系間の導水は、必要なときに必要量の確保が不確実である。 ・既存ダムの嵩上げ高が極端に高く、構造上やダム湖の拡大などで安全上や環境面等、現実的ではない。 ・上流部の渇水による瀬切れ対策に多数の調整池やため池で対応することは、用地確保や水のネットワーク構築の上で現実的ではない。			

2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点	・ 豊川の良い自然環境、多様な生物のための河畔林。 ・ 下流の集落(城下町)を守るために設けられた霞堤の歴史的背景 ・ 霞堤内の新規住民は、霞堤の存在(働き)について、必ずしもすべて理解して転入しているのではないと思われる。 ・ 工業用水の安定供給が条件の工業立地、工業振興 ・ 豊川用水が支える日本有数の農業地帯
---------------------------------	---

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について

～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		農業	⑤年齢	42	⑥性別
					男
ご意見の項目		⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について		設楽ダムの建設と併せて、河道の掘削・樹木伐採を実施し、小堤地の浸水被害を軽減してほしい。			
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑭)	現状では小堤もやむおえないと理解する。むしろ早期に小堤を設置して少しでも浸水被害の回数を減らしてほしい。 ただ、地元では「霞堤の存置」という表現に反感が強いので、本堤設への可能性を検討してほしい。			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭、⑮)	人建			
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑬)				
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点					

設案ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 設案ダム建設事業の治水・利水・流水の正常な機能の維持 対策案について

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	⑥性別
		準公務員	19歳 男
ご意見の項目		⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)	
1) 治水・利水・流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について		利水・流水で、天竜川、矢作川のどちらから導水するものがあるか、両方から導水することは出来ぬのか	
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①～24)	霞堤については、将来的に見て、浸水被害の軽減の見込みが十分にあるなら残すべきだと思う。 案については、ダムを作るか⑬⑭が良いと思う。 また⑬については、大量に出る、堤防土の処理もどうなっているか分からないため、良いとは言えない所もある。	
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①～⑭)	ダムを作るか、③④が良いと思う。 他は方法次第だと思うが、詳しい事が分からないので、なんとも言えない。	
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①～⑭)	ダムを作るか③④⑫が良いと思う。 特に⑫も含めて、表の中にある「たけ池」のことか、簡単に書きすぎてあってよく分からない。	
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点		現状判、良くなるのであれば、設案ダムを早くに作るべきだと思う。 これと、ダム一つで、表の中の効果(治水・利水・流水など)が得られるなら、これは対策案でやるよりもダムを作った方が、効果が良いと思う。	

(意見提出様式)

設案ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について

～設案ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県) [REDACTED] (市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED] ナートレス			
④職業		⑤年齢	73	⑥性別	女
ご意見の項目		⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について		1億tのダムを作るのは、背中に湖と背負う様に地味な仕事に比べて、精神的な作業にも似た仕事である。従って、1,500万t級のダム湖2ヵ所に作った方が治水、利水、流水に利用価値があるのではないかと。			
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑭)	推砂の恐れ → ダム予定地の山林には、成木が多く、土砂も抱えておる。300haの伐採と行えば山の砂は容易に流れ、推砂の早まるは一月単位である。 大きな岩石 → ダム上流は、非常に急峻な川で土砂の流れは早く川底の石は大きく丸い岩石で一杯である。			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭、⑮)	現状では、1億tの水が、利水の他に余剰水としてある。ダムを作らなくても水があつたというのに、この地でも年間約2200mmの平均雨量で、決して多くはない。地元田の地では、1日200mmの水をポンプアップして利用しているので、現状の量を維持しつつ、水の溜まる調査、研究をしながら進めたいのではないかと。			
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑬)	ダムから毎秒0.5mの放水と聞いて、それが川の流れ、生物、魚の気息が維持できるのか、今日でも日照りが続くと川の底石が出てきて、その間とエンセツで泉も露出したような水が流れていきなり、川を引いたら（めるんは、やはり自然の値する水の流れの必要はないかと。			
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点		・現状の流量より、豊川(特許第111号)の漁場は年々魚、山女漁りの盛んになり、町内唯一の観光場所となつて、ダム作りで山間振興が塞がれてしまうのではないかと。 ・一番心配な事は右岸側の地盤が軟弱と聞いているが、調査も大丈夫といつも町民は空しく聞いている。わつては、中新電力が発電所を調査して、結果は、ダム湖には合わないといふと撤去して、経緯がある。			

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について

～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名（フリガナ）	[REDACTED]				
②住所	（都道府県） [REDACTED]		（市区町村以下） [REDACTED]		
③電話番号	[REDACTED] [REDACTED]		メールアドレス	[REDACTED]	
④職業	会社役員	⑤年齢	66歳	⑥性別	男
ご意見の項目	⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について	整備計画についても3霞堤の存置が前提であるが、計画はあくまで河川敷地内での整備が望ましい。整備計画に河道掘削を大幅に増やし霞堤を極力廃止すること。（自然景観と環境保全に配慮することも大事であるが、地域の安全に悔いを残すことのないように）				
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～②④)	家屋移転等を伴う引き堤や堤防嵩上げについては社会的影響も大きく、事業期間の長期化も懸念され、地元民の長年の悲願に対し答えられる案とは考えにくい。 これまでの地元民が受けてきた洪水被害にたいし、更に犠牲を強いることとなる。（多数案対象） また、事業期間が30年以上とはあまりにも長すぎる。			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭～⑯)	整備計画にて地元自治体等との調整が完了しており、対策案に示された既設ダムの嵩上げ等、新たに生ずる調整は事業期間を不確定なものとし、一刻も早い事業完了が地元民に対する行政の責務であり、現行の整備計画にて早期に実施すべきである。			
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑬)	同上			
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点					

0001 氏名・・・
0002 住所・・・
0003 T E L・・・
0004 職業・・・農業
0005 年齢・・・58歳
0006 性別・・・男

0007

0008 1) 治水、利水、流水の・・・

0009

0010 1～24の対策案については、どれも似たり寄ったりダム以外は非現実的だと思います。ダム建設ありきでの意見です。

0011 今回の東北関東大震災を踏まえ本ダム機能に水力発電を考慮すべきではと思います。（浜岡原子力発電所に予期せぬことが起きた場合）

0012 その上で、治水、利水、流水、発電の利用配分の再検討が必要

0013

0014 2) 治水、治水、流水の正常な・・・

0015

0016 1～14の対策案では、全て霞堤ありきです。霞堤内の住民としては、1案くらい霞堤を閉鎖する案の作成を切望します。

0017 今回の提案では、霞堤について非常に配慮していただいた表現となっており感謝いたします。

0018

0019

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

① 氏名	[REDACTED]				
②住所	(都道府県)	(市区町村以下)			
	[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス			
④職業	農業	⑤年齢	76	⑥性別	男
ご意見の項目	⑦ご意見				
	(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について	早期着工・完成を希望します。				
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑭)				
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、 ⑭～⑮)				
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～ ⑬)				
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点					

設案ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設案ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

193

①氏名(フリガナ)					
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業		団体職員	⑤年齢	56	⑥性別 男
ご意見の項目		⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について		設案ダムの代替案として、霞堤からの浸水を許容する案は、多くの優良農地や宅地に大きな被害が及ぶことが想定され、地域の幹線道路も冠水する恐れがあるなど、ダムに比べ遥かに大きな影響が出ることから、賛成できない。			
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①～②④)	東三河の農業は、豊川用水のおかげで飛躍的な発展を遂げてきた。しかし今でも雨が少ない年は節水を余儀なくされており、一刻も早いダムの完成を望むものである。ダムに代わる代替案の中には、ため池や調整池を造る案があるが、どこに造るのか？優良農地を潰して調整池やため池を造ることは望ましくない。			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①～⑩、⑫、⑬～⑮)				
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案の番号(①～⑥、⑧～⑬)	流水の正常な機能の維持のためには、川幅を広げたり、河床を掘り下げたりすることが必要になる。50年、100年先を考えれば、また堤防の強化も必要である。			
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点					

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業		医師	⑤年齢	64歳	⑥性別 男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について		設楽ダムの建設を行わないことが最善である。 (理由) 治水、利水、流水いずれも新たなダムを建設しなければならない状態ではない。むしろダム建設による環境破壊が大きい。ダム建設による環境損失の計算をすべきである。			
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～②)	先人の知恵である霞堤の評価が低すぎる。いずれの案もダム建設を進めるために意図的に過大の計画として経費を算出している。必要な箇所では堤防の強化を行い、霞堤の活用、遊水池の新設など総合的治水を行うべきである。			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭～⑯)	水道水、農業用水いずれも不足している事態では無く、利水の対策案自体がいずれも無意味である。将来の需要予測が過大である。 森林の保水力についての評価が低すぎる。			
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑬)	そもそも流水機能の維持のためにあれこれ新たな施設を建設する必要はない。不必要な目的のために不必要な対策案を並べているに過ぎない。川の流水を維持するには水源地の森林を整備して保水力を向上させることが一番必要である。			
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点					

治水対策の組み合わせの詳細については十分理解できておりません。河道掘削、樹木伐採などさまざまな組み合わせが検討されておりますが、海域環境から見ますと、土砂、淡水の流入量の変化が重要と考えられます。また、河川と海を行き来する生物への影響が重要です。しかしながら、これらに関する情報がないため、意見を述べるのが困難です。今後、海域環境への影響が少ない方策をうまく組み合わせた案が採用されることを期待致します。

以上

TEL [REDACTED] FAX [REDACTED]
E-mail [REDACTED]

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見 事務局印中

196

1/2

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持対策案について～

①氏名(フリガナ)					
②住所		(都道府県)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		会社員		⑤年齢	62才
				⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載してください)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について		<治水> ・ダム建設及び河道掘削は整備計画通りでよい。 ・現霞と旧霞の再利用を図る。対象区域の住民には各種税の免除、ビフォー方式の建築改築費用の援助、水害保険等により対処する。 <治水、利水> ・現豊川用水路(西部及び東部感染)の拡幅、ト礼化を図り洪水を直接海に放流し洪水調節を図る。また新たな調整池及び既存の調整池の建設で洪水流の貯水を図り各種用水に利用できるように河川法を改正する。 ・新たな調整池及び既存の調整池の建設で洪水流の貯水を図り各種用水(農業、水道、工業)に利用できるように河川法を改正する。 <流水の正常な機能の維持> ・ダムからの補給に頼るが清水を補給出来る様構造を工夫する。 ・洪水調節容量等に余裕がある場合でも洪水流を下流に流し河床が固定化を防止しアユ等の産卵床の保護を図る。			
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～24)	・霞における洪水流の滞留時間は長くても1日程度であり現霞及び旧霞の洪水調節機能を最大限活用する。 ・現、旧霞の極度な宅地化は進んでいないので早めの計画決定が必要。 ・ダム建設の可否を早急に決め、ダム予定地の設楽町に長年苦痛を与えたことに対するお詫び及び補償を政府が責任を持つて行う			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭、⑮)	対策案① 河道外貯留施設は渥美半島では設楽ダム下流の新城にも建設可能(谷間を利用)と思われる。静岡県県内でも設置は可能。 ・現ため池や旧ため池の再開発を行う。			
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑬)				
2) 豊川流域の特性を考慮し、更に評価すべき点		・豊かな河畔林を適度に保存することが必要。			

197 3/2

(意見提出様式)

設楽ダムけんせつじぎょうの検証に係わる検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)		(市区町村以下)	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		会社員		⑤年齢	62才
				⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載してください)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について		設楽ダムを建設し、宇蓮ダム、大島ダムの容量振替を行い総合運用することにより治水、利水、流水の正常な機能の維持の安全度の向上につながるのではないかと思料する。			
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～②)	引き堤や堤防嵩上げは、多大な土地の取得、家屋移転が伴うと共に、超過洪水により破堤したときの被害リスクが大きくなり社会的影響が大きい。 また河道掘削による河積の確保は、横断工作物(橋梁、堰など)の根入れ不足を生じさせ不安全な工作物となり、改良が必要となると共に大量な掘削土砂の処分場の確保が難しいものと思料される。 更に河川は自然公物であり掘削したところは、再び土砂堆積が進み河積を維持するためには半永久的に河道掘削を続けなければならないと思料する。			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭、⑮)	渇水が頻発する中で安定した水供給を望む声は多い。水需要予測が過大という声も聞くが、渇水となったときは社会経済に与える影響は多大なものとなる。利水の安定供給が確保する必要があるものと思料される。			
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑬)	地下水取水による流水の正常な機能の維持を図ることは、地盤沈下を引き起こすと共に、地下水の塩水化を引き起こすものと思料する。			
2) 豊川流域の特性を考慮し、更に評価すべき点		豊川河川敷きには豊かな河畔林が存在し、生物の多様性に寄与している。河畔林の取り扱いへの評価をいかにすべきかが思料される。			

(意見提出様式)

設案ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設案ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県) [REDACTED]	(市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	公務員	⑤年齢	53	⑥性別	男
ご意見の項目	⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について	・ダムは治水上必要だと考えるが、総合治水対策として森林保全による保水力の回復こそが治水の早道であり、地球環境保全の面でも重要と考える。(※自然林の保水力は人工林の5倍、人工林でも適正間伐で保水力が向上するため) ・代替案の中には、科学的合理性が無い(技術的に実現性が低い、周辺環境への影響が大きい)ものが多く感じられる。				
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑭)	・「できるだけダムにたよらない治水」を目指す理由がダム建設による財政圧迫、環境破壊であることから、検討する代替案も財政を圧迫せず環境破壊につながらない方策を検討する必要があると考える。 ・霞堤地区を計画遊水地にする計画の宅地のかさ上げ・ピロティ建築案では、同地区の居住者の理解を得ることは難しいと考える。 ・霞堤を存置するのであれば、霞堤地区を遊水池として活用しなくても、同地区における家屋の保全や地区農地等の地益権補償が必要と考える。 ・治水対策として大きく河道掘削を行う案は、河畔林を大きく消失させることになり、市民に親しまれてきたふるさと豊川の風景が失われてしまうととも、自然破壊への影響も大きいことから、河畔林を残置できる手法を検討すべきと考える。			
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭～⑯)	・ため池による利水対策はその必要数が多く、用地確保の困難さや土地利用への影響の大きさから現実的でないと考ええる。			

2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑬)	
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点		

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名（フリガナ）	[REDACTED]				
②住所	（都道府県）		（市区町村以下）		
	[REDACTED]		[REDACTED]		
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	診療所勤務	⑤年齢	48	⑥性別	女性
ご意見の項目		⑦ご意見			
		（200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい）			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について					
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～②)				
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、⑫、⑭～⑯)				
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、⑧～⑬)				
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点		設楽ダム建設を前提とした「河川整備計画」の優位性だけが強調されているようで、ダム建設のマイナス性は過小評価されていないかどうか。			

200

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名 (フリガナ)					
②住所	(都道府県)	(市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業	政党職員	⑤年齢	38歳	⑥性別	女
ご意見の項目	⑦ご意見				
	(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について	(要旨) 今回、「豊川水系河川整備計画」や「豊川水系における水資源開発基本計画」の根拠となるデータの再検証が行われていないことは、国民を欺く背信行為である。「河川整備計画」や「水資源開発基本計画」の根拠データの再検証が前提であり、その前提がなければ、対策案においても「方策」の規模や「総概算コスト」が過大になるなど、真の検討ができなくなる。根拠となるデータの科学的、客観的な再検証を行うべきである。 (意見) 「豊川水系河川整備計画」や「豊川水系における水資源開発基本計画」の根拠となるデータの再検証が行われていないことは、国民を欺く背信行為である。とりわけ、今、東日本の地震・津波の被害、原子力発電所の事故の被害など、多くの方々が亡くなり、多くの方々が苦しんでいる。ムダな大型開発事業を行うことは、誠に慎まなければならない。その予算を被災者支援に回さなければならない。その意味からも本当に必要な事業なのか、真剣に検証を行わなければならない。いい加減な再検証であっては絶対にいけない。 「豊川水系河川整備計画」や「豊川水系における水資源開発基本計画」の根拠データの再検証は、真剣な検証の大前提であり、その前提がなければ、対策案においても「方策」の規模や「総概算コスト」が過大になるなど、真の検討ができなくなる。 水道用水・工業用水の需要想定など根拠となるデータの科学的、客観的な再検証を行うべきである。				

①

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県)	(市区町村以下)			
	[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	政党職員	⑤年齢	38歳	⑥性別	女
ご意見の項目	⑦ご意見				
	(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について	(要旨) 設楽ダムは選択肢からはずすべきである。設楽ダムの目的は、①洪水調節、②流水の正常な機能の維持、③かんがい、④水道とされているが、これらの目的のいずれも根拠がなく、設楽ダムは必要のない事業である。 (意見) 設楽ダムは選択肢からはずすべきである。 設楽ダムの目的は、①洪水調節、②流水の正常な機能の維持、③かんがい、④水道とされている。 これらの目的のいずれも根拠がなく、設楽ダムは必要のない事業である。 設楽ダムの洪水調節効果は、非常に限られている。貴重な自然環境を守るためにも別の方法(破堤しにくい堤防など堤防強化や、不連続堤による遊水地、緑のダムと言われる森林整備、農地の適正な管理、氾濫原の宅地化・都市化の抑制、河道整備など、流域全体での治水計画)を十分検討するべきである。 流水の正常な機能の維持に関しては、設楽ダムの有効貯水容量の65%、利水容量(堆砂容量と洪水調節容量を差し引いたもの)の82.2%が流水の正常な機能の維持容量となっており、全国的にみても極めて異常なダム計画となっている。 そもそもダムを建設し、河川の水の流れを遮断することは、本来河川が持っている流水の正常な機能を壊すものである。 かんがい及び水道に関しても、2001年度(2002年3月)に完成した豊川総合用水事業で確保され、現在はおよそ1億㎡を越える供給余力がある。また、今後の水の需要見通しも実績と乖離した過大な需要見込みとなっている。 さらに深刻なのは、自然環境、生態系にあたる影響である。 設楽ダム建設予定地には、重要だと言われる動植物だけでも181種あり、そのなかで設楽ダムの建設によって、「生息地の消失、改変に伴い、生息環境の多くが生息に適さなくなる」あるいは「生息が確認された個体の多くが消失する」動植物が30種あることが、不十分だと考える環境影響評価書にさえ指摘されている。 とりわけ国の天然記念物で、世界のなかで愛知県の豊川から三重県の宮川までの伊勢三河湾に流入する河川にのみ生息しているネコギギに与える影響は深刻である。 環境影響評価書では、ダム建設のため生息できなくなるネコギギを「移植」としているが、「豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価書に対する環境大臣意見」でも「現段階ではネコギギの移植に関する知見が十分に得られているとは言えない」と指摘しているようにネコギギの「移植」は、技術的にも未確立であり、実際に国土交通省の実験も何度も失敗し、ネコギギが、将来何世代にもわたって生息し続ける保障はどこにもない。				

2010年には、愛知県で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催されたが、世界でもこの地域にしかない絶滅危惧ⅠB類であるネコギギの豊川における最大の生息地を破壊する設楽ダムを建設することは、生物多様性の保全に逆行し、世界にも恥ずべき行為である。

くわえて三河湾への環境影響も懸念されている。

日本海洋学会海洋環境問題委員会は、設楽ダムの建設は、「1）取水によって内湾の環境形成に本質的なエスチュアリー循環の減少をもたらす点、2）停滞したダム湖の汚濁した底層水と底泥が洪水時に流出することで海に多大な負荷がかかる点、3）ダム湖の堆砂に伴って海岸侵食を加速し、干潟・浅瀬を消失させる点に関して、三河湾への影響が強く懸念される。」と指摘している。

これらの悪影響によって、日本一アサリがわく三河湾・六条潟の環境が悪化し、愛知の漁業の生命線であるアサリ漁にも多大な被害が心配されている。

ネコギギやクマタカなどが生息する愛知の宝ともいえるこうした自然環境を守り、生物の多様性を保全するためにも設楽ダム建設はやめるべきである。

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県)	(市区町村以下)			
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	政党職員	⑤年齢	38歳	⑥性別	女
ご意見の項目	⑦ご意見				
	(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について	(要旨) 設楽ダムの安全性に関する総点検を行い、「コスト」を明確にし、対策案と比較をするべきである。 設楽ダムの建設予定地は、大変地盤が弱く、大きな地震の際に、ダムが決壊した場合の被害は甚大である。仮に地盤の弱さを補う対策ができるとしても、総事業費2093.7億円で完成するという保証もなく、「コスト」を比較する前提が崩れてしまう。M9以上を想定した安全対策をとった上で、比較の基礎となる総事業費を出すべきである。 (意見) 設楽ダムの安全性に関する総点検を行い、「コスト」を明確にし、対策案と比較をするべきである。 設楽ダムの建設予定地は、大変地盤が弱く、大きな地震の際に、ダムが決壊した場合の被害は甚大である。仮に地盤の弱さを補う対策ができるとしても、今回、提示された総事業費2093.7億円で完成するという保証もなく、「コスト」を比較する前提が崩れてしまう。マグニチュード9以上の地震を想定した安全対策を万全に行った場合でも2093.7億円で済むのか、総事業費の再検証が必要である。 実際に、東日本大震災では、福島県藤沼ダムが決壊し、死亡、行方不明の被害者がでている。奈良県の大滝ダム(堤高100メートル)では、試験湛水で発生した地滑りで運用できない状態が続き、建設事業費も当初の230億円から3640億円へ大膨張している。 現在、設楽ダムの湛水の影響、地すべりについては、可能性がある箇所を抽出調査している段階で、調査結果もまだ明らかにされていない。 設楽ダムは、地すべりがおきないのか、マグニチュード9以上の大地震においても決壊しないのか、はっきりさせ、総事業費も洗いなおさなければ、対策案との正確な比較はできない。				

③

国土交通省 中部地方整備局
「設楽ダム建設事業の検証に係る

検討に関する意見」事務局 御中

2011年3月18日

いつも大変お世話になっております。
FAXを送信させていただきます。

この表紙を除いて { A4 4枚
B4 枚
B5 枚 } です。

どうぞよろしくお願いいたします。

大変お世話になります。
設楽ダム建設事業の検証に
係る検討に関する意見をお送り
いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。